

わせだコミュニティハウス 運営規程

令和7年8月 早稲田学区社協

(総則)

第1条 この規定は、株式会社トータテ都市開発から無償で使用貸借した土地建物を「わせだコミュニティハウス」と称し（以下、コミュニティハウスと言う。）、コミュニティハウスの適切な維持・管理・利用を行い、もって早稲田学区の住民の福祉の増進に資する為に必要な事項を定めるものとします。

(運営体制)

第2条 コミュニティハウスの運営総括は早稲田学区社会福祉協議会の事務局が行います。
2 コミュニティハウスの日常の維持・管理・運営業務を行う「管理員」を配置します。

(利用目的)

第3条 コミュニティハウスは早稲田学区内の個人・団体が、主に会合・調理・会議など、親睦ならびに利便を図る目的で利用することを原則とし、宗教や政治等の目的、法律に反する目的、各種勧誘、募金活動等によるご利用はできないものとします。

(利用時間)

第4条 利用時間は、午前9時から午後9時までとし、1時間単位とします。なお、事前の準備や後始末（事後点検）は利用時間に含まれます。

(利用手続き)

第5条 コミュニティハウスの利用は、別に定める申込書に必要な事項を記入して、事前に申し込み手続きと、利用料の支払いを行い、予約・決済をお願いします。（受付は先着順とします）
2 利用申し込みは「早稲田集会所」（住所：牛田東2丁目12-23 TEL：082-225-3685）で、月～金（祝日を除く）の9時～12時の間で受け付を行います。

(利用設備・料金)

第6条 コミュニティハウスに設置の設備は、IHコンロ、水道、エアコン、冷蔵庫（小）、イス、机、トイレ、のみです。その他の必要な消耗品等は、全て利用者をご用意下さい。
2 利用料は、冷暖房、光熱費を含み、1時間400円の時間貸しとします。なお、申し込み時間より利用時間が短くなった場合でも利用料金の払い戻しはできません。

(利用制限)

第7条 利用申し込み時に利用内容が次に掲げる事項に該当する場合は利用できません。申込受付後、または利用途中において明かになった時も、申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、当方は一切の責任を負いません。

- ① 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合。
- ② 利用申込の内容に、偽りがあると認められた場合。
- ③ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- ④ 許認可もしくは資格が必要な内容での利用を許認可もしくは資格がない状態で開催・利用する場合。
- ⑤ 暴力行為、反社会的行為及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合。
- ⑥ 危険物の持込、または危険物の持ち込みによる人身事故、コミュニティハウス・設備・備品等を破損、汚損、紛失した場合。
- ⑦ 展示および装飾施工上コミュニティハウス内に釘・鉋等を打ったり、許可無く糊・強粘着テープ等を張った場合。
- ⑧ 音、振動、臭気の発生等により周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ⑨ 来場者数がコミュニティハウスの許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
- ⑩ 当方からの注意に従わず、また本規程に違反すると判断した場合。
- ⑪ その他コミュニティハウスの管理運営上、支障があると判断する場合。
- ⑫ 未成年のみご利用の場合。（未成年のご利用は、保護者・責任者を同伴して下さい）
- ⑬ 喫煙が発覚した場合。（コミュニティハウス・わせだ広場は全面禁煙です）
- ⑭ 近隣住民の迷惑となる大きな音を出す場合。

(関係官庁への届出等)

第8条 行事を実施する際、関係官庁への届出が必要な場合はご利用者の責任において所定の届出等を行うものとして、当方は一切責任を負いません。

(利用後の原状回復)

第9条 利用終了後は利用前の状態まで原状回復するものとし、次の事項を行うこととします

- ① 利用終了後は利用前の状態まで原状回復（掃除）して下さい。
- ② コミュニティハウス内外の建造物（庭の芝生）・設備・什器を破損、汚損、紛失させ、原状回復に実費及び工数がかかる場合と判断した場合は全額賠償請求致します。
- ③ 利用終了にあたり、装飾施工及び撤去作業で発生した残材やごみ等はすべてお持ち帰り下さい。コミュニティハウス内外にごみを残さないようにお願いします。
- ④ 残材・ごみ等の処理がなされなかった場合には、その実費用を請求する場合があります。

(免責及び損害賠償)

第10条 利用途中および利用後において判明した事項において、その免責および損害賠償の扱いを次のとおりとします。

- ① コミュニティハウス利用中の展示物及び利用者・参加者がお持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難・破損事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。
- ② 天変地異、関係各省庁からの指導、その他、当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
- ③ コミュニティハウス内外の建造物・設備・什器を破損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求致します。
- ④ その他、利用者が本規程に違反したことによって当方が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求致します。
- ⑤ 当方の責に帰すべき事由により利用申込者が損害を被り、その損害の賠償を当方に請求した場合は受領した料金を限度として賠償するものとします。ただし、利用申込者の損害の内、機会損失等の逸失利益についてはその損害の責任を負いません。
- ⑥ コミュニティハウス利用後に利用者の飲酒運転が発生した場合等、一切の責任を負いません。

以上